

○小田原市地方創生推進会議設置要項

(平成27年4月14日)

小田原市地方創生推進会議設置要項

1 目的及び設置

人口減少・少子高齢化問題を克服し、活気に溢れ、持続可能なまちづくりへの取り組みを推進することを目的として小田原市地方創生推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

2 所掌事務

会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 小田原市人口ビジョンの策定に関すること。
- (2) 小田原市総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める地方創生に関する事項。

3 組織

- (1) 会議は、市長、副市長、企画部長、総務部長、市民部長、文化部長、環境部長、福祉健康部長、子ども青少年部長、経済部長、都市部長、教育部長をもって構成する。
- (2) 座長は、市長をもって充てる。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 会議は、座長が招集し、これを主宰する。
- (5) 座長は、必要に応じて関係職員を会議に出席させることができる。

4 会議の庶務

会議の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

この要項は、平成27年4月27日から施行する。

附則

この要項は、令和元年6月6日から施行する。